

※ 会員相互の親睦を図るため、同窓会では以下の要領にて援助を行っています。奮ってご利用ください。

東京電機大学中学・高等学校同窓会 正会員 援助規則

目的と名称の定義

(目的)

クラス会（合同クラス会）、クラブOB・OG会、（以下各会合という）の会員相互の親睦を図る活動に対して援助することを目的とする。

(名称の定義)

各会合の名称は、下記内容を言う。

1. クラス会とは、卒業した年次の卒業した学科（クラス単位）の人が、集う会合を言う。
2. 合同クラス会とは、卒業した年次の複数クラスの人が、集う会合（たとえば、退任する先生を囲む会）を言う。
3. クラブOB・OG会とは、同窓の同じクラブの人が集う会合を言う。

クラス会・合同クラス会・クラブOB・OG会開催援助

(援助基準)

各会合を開催するに当たり、次の基準に基づき援助を行う。

1. 援助は、各会合毎に年度内（4月1日～翌年3月31日まで）に1回とする。但し、各会合が同日に開催される場合は、その何れかの援助のみとし、重複は出来ない。
2. 各会合の諸手続きを完了していること。
3. 各会合とも開催時10名以上の参加者があること。但し、既に会員が、10名に満たないクラスの場合その旨を届出、同窓会会長の承認を得た場合その限りではない。

(援助事項)

各会合を開催する場合、次の援助を行う。

1. クラス会・クラブOB・OG会開催する場合は、1万5千円のお祝い金と通信費は支給しない。
2. 合同クラス会を開催する場合は、集うクラス×1万5千円をお祝い金として支給する。但し、4万5千円を限度とする。

(申請手続き)

開催日の1週間前までに、次の事項を文書またはFAXで東京電機大学中学校・高等学校事務室又は、校友会内中学・高等学校同窓会事務局または、中高同窓会ホームページから申請する。（所定の申し込み用紙に内容記載）

会合名

開催日時および開催場所

代表者の氏名および連絡先

通知者数

招待する先生のお名前

(会合の報告義務)

各会合を開催した後、代表者は、参加者の氏名および参加者の名簿を、開催日後 2 週間以内に同窓会事務局に提出する。

また、2 週間以内に提出されない場合、次年度以降の当該会合に対し、お祝い金および通信費は支給しない。

改廃

(改廃)

この規定の改廃は、幹事会で定める。

開催後、事務局に提出された報告書や写真は、同窓会ホームページに掲載されます。

正会員 援助規則 PDF 原文